

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成30年9月13日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件  
議案第84号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)  
議案第85号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)  
議案第89号 字の区域の変更について  
議案第92号 市道路線の認定について  
議案第93号 市道路線の変更について
- 4 出席委員 齊木 亨, 池田 徹, 助木達夫, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和, 伊藤芳則
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【産業環境部】日野産業環境部長, 行政農政課長, 原農林振興係長

【建設部】坂本建設部長, 清古土木課長, 藤原建設部付課長, 坂井都市建築課長,  
林原建設部付課長, 熊谷管理係長, 濱口都市計画係長, 大前建築指導係長

7 議 事

○齊木委員長 皆さん, おそろいのことなので, ただいまから始めさせていただきたいと思いません。

現在の出席委員数は全員でございます。委員会は成立しております。

お諮りします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合, これを許可したいと思います, よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは, 傍聴を許可することといたします。

それでは, 次に, 本日の日程及び審査の方法につきまして, 事務局より説明をお願いします。

○議会事務局 おはようございます。本日の日程ですが, タブレットのほうに掲載しております審査順のとおり行っていきたいと思います。審査順の方をごらんください。こちらにございますように, 初めに建設部の議案2件, 土木課関係ですが, こちらについて執行部の提案理由の説明後, 質疑をお願いします, その後, 現地調査を予定しております。現地調査は, 和田315号線, 梶田181号線, 梶田郷線の順を予定しております。ここまでが午前の想定としております。次に, 午後になりますが, 産業環境部の議案1件, 建設部の議案2件について, 執行部の提案理由の説明後, 質疑をお願いいたします。その後, 討論, 採決, 意見集約等を行っていただくよう予定しています。よろしく願いいたします。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが, よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では, そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移ります。

(執行部入室)

○齊木委員長 じゃ、議案第92号、市道路線の認定についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 議案第92号、市道路線の認定について御説明申し上げます。では、着座にて説明いたします。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道和田315号線ほか1路線の市道認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものです。

市道和田315号線は、向江田町の市道菅田本線の改良工事に伴い、旧道部分において、このたび市道認定をお願いしようとするものです。

なお、市道菅田本線の起終点、起点と終点は変更ありませんので、供用開始の告示で対応いたします。

また、もう一方の市道梶田180号線は、甲奴町梶田の市道梶田郷線の改良工事により、県道吉舎油木線の接続点を変更するため、旧道部分において、このたび市道認定をお願いしようとするものでございます。

いずれも年度の中途において供用開始ができるようにこの時期の提案となりました。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしく願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 和田315号線の件、315号というのが、今、資料を見よるんですが、赤い線になった市道で、315号線で改良された青い部分はこっちからの延長の部分に変更するという理解で合ってますか。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 そういうことでございます。旧道が赤いところで、青いところについては前後が変わりませんので、それを今度、菅田本線というところで供用開始すると。こちらは菅田本線ということで供用開始しますけれども、赤いところが和田315号線ということで、旧道部分が今回認定しようとするところです。

○齊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、ないようですので、議案第92号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第93号、市道路線の変更についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 では、議案第93号、市道路線の変更について御説明申し上げます。着座にて説明します。

本案は、市道梶田郷線の路線の起点を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものです。

市道梶田郷線は、改良工事により、県道吉舎油木線への接続点を変更するため、市道の起点の変更をお願いしようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、質疑はないようですので、以上で議案第93号に対する質疑を終結いたします。

それでは、これから現地確認をいたしますので、10時15分に1階正面玄関にお集まりください。

午前10時07分 休憩

午後 1時00分 再開

○齊木委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第85号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

日野産業環境部長。

○日野産業環境部長 議案第85号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明を申し上げます。それでは、着座にて説明いたします。

本案は、下作木構造改善センターほか1集会施設を普通財産に変更することに伴いまして、関係条例であります三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から下作木構造改善センターほか1集会施設の名称及び位置を削除しようとするものでございます。

以上、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 上作木と片野の2つは残すじゃないですか。2つは残るじゃないですか。上作木の改善センターと片野の集会所は残るでしょう、同じような機能を持つものが。その残す理由と、普通財産に変えるほうの、変えた後はどのように考えるか、2点ほど教えてください。

○齊木委員長 日野産業。

○日野産業環境部長 まず、上作木の構造改善センターでございますけども、本集会所につきましては、下作木と塩野を除いて、残りが15から13になります。

作木については、残りが上作木の構造改善センターだけということでございます。ここについては、現在、地域との協議が終わっております。具体的には、修繕等の要望書がまだ出ておりません

ので、こちらの提出を待っておるという状況です。それを待って、個別に協議をして、修繕が済めば、譲渡のほうの手續を順次進めていくということで、一応、地域のほうは譲渡の流れで話のほうが進んでおります。

それから、吉舎につきましては、片野の集会所についても、現在、地域と協議中ということで、ほかの吉舎の施設につきましても、地域と協議中といった状況でございます。

それから、現在の下作木の構造改善センターについては、底地が市の所有地になっておりますので、建物の譲渡に合わせて土地の無償貸し付けという形で、本条例が可決して、終わり次第、そこらあたりのから手續を地元と進めていくということになります。

吉舎の塩野地区集落センターにつきましては、底地が民有地ということで、これについては地元のほうということで、これについても、条例案を可決いただき次第、地元と譲渡の手續を今後していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○齊木委員長

新家委員。

○新家委員 そうすると、たちまち残すほうも、協議が進めば同じような手續をして地元へ譲渡していくという形になるわけですね。

○齊木委員長 日野産業環境部長。

○日野産業環境部長 この間、定例会に順次出させていただいております。具体的には、例えば12月定例会においても、また次の予定で出させていただいておりますので、今おっしゃいますように、順次、地元と御協議しながら予定を進めていくという流れでございます。

ただ、大きい施設で、例えば甲奴の有田・福田構造改善センターあたりは規模が大変大きいということで、すぐに譲渡はできないといったような施設も若干はございますけども、その他、通常の地元で使っておられる集会施設についても、全て譲渡の方向で協議は調って進んでおるといった状況でございます。

○齊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、ないようですので、以上で議案第85号に対する質疑を終結いたします。

産業環境部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 それでは、次に、議案第84号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 議案第84号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。着座して御説明いたします。

本案は、建築基準法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例である三次市手数料

料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

建築基準法では、都市計画区域内において、原則、建築物の敷地は建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければならないと規定されています。現行、接道がない場合の特例として許可制度があり、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可することとなっています。

今回の改正は、その許可制度に加え、新たに認定制度が創設され、国土交通省令に定める基準に適合すれば、建築審査会の同意が不要で認定ができるものとなり、その手数料を新たに定めるものです。

また、仮設興行場、仮設店舗等の仮設建築物に関する許可に当たっては、現行、その存続期間は1年以内と規定されています。今回の改正では、東京オリンピック等で特別の必要があれば、1年を超えての許可が可能となったため、審査に関する手数料を新たに定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 これ、建築基準法と突き合わせてみたんですが、さっぱりわからん。第2条第8号の表中、上位に書いてあるのありますね。1件、12万円。これが下に書いてあるこの3つに分かれていくのか、それとも、この下の段の同じ12万円のところは上と同じで、新たに上と下の2つを追加されたのか。その過程と、それぞれがどのようなものが該当するのか、概要について教えてください。

○齊木委員長 坂井都市建築課長。

○坂井都市建築課長 まず、この表の2万7,000円という部分ですけども、今までは建築審査会の同意を得て、例えば建築基準法上の道路というのが、道路法による道路、国道、県道、市道、それから、あとはまた開発等によってできる道路とか区画整理によってできる道路、それから、私道とか、そういった道路があるんですけども、それに2メートル以上接しなければならないという基準がありました。

例えば水路を間に挟むとか、農道なんかは建築基準法上の道になる、ならんというのは、例えば都市計画区域内に入ったときに、農道が既に存在して、その道に建物が建っていれば建築基準法上の道路になるんですけども、都市計画区域内に入って新たに作った道路、それについては、農道なので、道路法の道路に該当しないということで、建築基準法上の道路になりません。そういったことで、今回は国土交通省の省令はあるんですけども、周りに安全上、防災上、支障はないとかいう、そういう基準がありまして、それに該当すれば認可をする。もともと、もう一つは一戸建ての住宅とか、そういった多数がその道ないし通路を使うという、通路を利用するというのであれば認めますけども、アパートとか集合住宅とか、多数が通るようなときには、やっぱりそれは建築審査会の審査を受けて許可を得ると。そういう処理図が要るときには、認定という制度ができましたので、三次市のほうでその認定をして、これは接道にかわるものとして認めますよということができることとなります。

その下の2つ、12万円と16万円。12万円というのは、今まであった仮設店舗とか仮設の興行場とか、1年以内でできることについては、この12万円のほうなんですけども、今回は1年以上、東京オリンピックなんかはまさにそうなんですけども、そういったものについては1年、期限を定めるんですけど、2年間とか1年半とか、そういった基準を定めて、存続期間を長くできるような許可を出すときには、その16万円という区分が追加されたということです。ですから、もともと上にある12万円というのは、それは残って、プラスで16万円の1年以上のものについて新しいのにするということです。

○新家委員 例えばどういうものが例として該当するのか。もうちょっと目安を教えてください。例えば2万7,000円のほうには、三次市内でいえばどんなものが該当するのか。

○齊木委員長 大前建築指導係長。

○大前建築指導係長 今回の法改正によりまして、特定限定行政庁、まさに三次市が権限を持つておるものについての事務の追加ということで、登録制にかかわる特例認定ということで、新たに業務が追加されたということでございます。現況でいいますと、基準法の第43条ただし書き許可というのがありまして、これは三次市が権限を持っておりませんで、県のほうで許可を下ろされるということになります。今回、安全性の確認が容易なものということで、農道等の公共の用に供する道、または道路位置指定基準に適合する、道路位置指定はしてないんだけど、その基準を満たす道ということで、それに面する延べ面積200平米以下の一戸建ての住宅については、三次市のほうで特例として認定ができるというふうに新たに制度が創設されたものでございます。

ですから、具体的に言いますと、農道に面しておる敷地、あるいは4メートル以上の私道で、道路位置指定ということで行政のほうに指定の認定が出されていないものであっても、基準に適合しておれば、これを道路として認めるということで、新たに業務を三次市が行うということでございます。その認定手数料が2万7,000円ということになります。

16万円につきましては、仮設興行場ということで、以前、運動公園にサーカスのテントが来ました。あれは県のほうでの扱いでしたけど、ああいう仮設興行場ということになります。店舗を建てかえるのに、隣へ仮設の建物を建てて、一定期間営業するというような場合に、仮設ということで、基準法の規定を100%適用しますと、建てかえそのものをやらないけんということになりますので、基準を緩めた形で仮設というものを認めて、安全性の確認をして建てかえてもらう。このことに対する安全性の確認等の手数料を取るということになります。それが1年間2件でした場合12万円、1年を超えたものを認定する場合16万円という形になります。

○新家委員 12万円の分は現行のものと同じ。わかりました。選挙事務所みたいなのは現行の12万円。

○大前建築指導係長 選挙事務所については仮設という扱いは今しておりません。従前は申請だけで仮設というのは許可させていただいておりましたが、国のほうの通達で、選挙事務所については仮設建築物ではないという扱いになっておりますので、今は建築確認をしていただいて、プレハブ等の建物についても、正規の手続を踏んでいただいております。

○新家委員 手数料は要らんということですか。

○大前建築指導係長 いえいえ。建築確認にかかわる手数料はいただいております。

○齊木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、ないようですので、以上で議案第84号に対する質疑は終結いたします。

次に、議案第89号、字の区域の変更についてを審査します。

提案理由の説明をお願いします。

○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 議案第89号、字の区域の変更について御説明申し上げます。着座します。

本案は、みらさか土地区画整理事業に伴う字の区域を変更するため、地方自治法第260号第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、本区画整理事業で整理した区画、構造等に合わせ、字の区域を変更するもので、市道長田久松線西側、字上郷の一部及び旧三良坂小学校東側、字反の一部道路・水路を字下郷に、都市計画道路三良坂駅前線、みらさか平和大橋の東側道路境界までの字久松の一部を字宇和田にそれぞれ編入しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、ないようですので、以上で議案第89号に対する質疑を終結いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 それでは、採決に入ります。

それでは、産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をいたします。

今回は議案5件を採決します。

これより議案第84号、三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第85号、三次市農林業集会所施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第85号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第89号、字の区域の変更について討論を行います。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第92号、市道路線の認定について討論を行います。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第93号、市道路線の変更について討論を行います。  
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第93号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。  
以上で採決を終わりました。

次に、委員長報告でございますが、報告に記載したい意見がございましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただきます、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願ひします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月13日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨